



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

137	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課)..... 1
138	生活保護法による指定介護機関の廃止	(")..... 1
139	生活保護法による指定医療機関の休止	(")..... 2
140	生活保護法による医療機関の指定	(")..... 2
141	生活保護法による施術機関の指定	(")..... 2
142	生活保護法による指定医療機関の変更	(")..... 3
143	育種母樹林の指定	(森林整備課)..... 3
144	道路の供用開始	(道路保全課)..... 3
145	〃	(")..... 4
146	道路の区域決定	(")..... 4
147	道路の供用開始	(")..... 4
148	道路の区域変更	(")..... 5
149	道路の供用開始	(")..... 5
150	〃	(")..... 5
151	文書等遞送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部)..... 6
152	警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(")..... 8

告 示

和歌山県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
橋訪新 6-02	株式会社ビッグブラ ネット	伊都郡かつらぎ町丁 ノ町403-3	訪問看護ステーション そら	橋本市高野口町大野33 4-3	令和 7. 12. 31

和歌山県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があった

ので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社わかば薬局	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番12号	わかば薬局	御坊市湯川町財部72-5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和7.10.31
有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	訪問介護プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	訪問介護・介護予防訪問介護	令和7.12.31
有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	令和8.1.31
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	風の里ホームヘルプサービス	紀の川市粉河951-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和8.2.1

和歌山県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
伊医新11-26	前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東727	令和7.12.15
橋医新29-26	曾和医院	橋本市御幸辻218-3	令和7.12.31

和歌山県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
橋訪新11-07	株式会社よきかな	橋本市高野口町名古曾577番地の4	訪問看護ステーションそら	橋本市高野口町大野334-3	令和8.1.1

和歌山県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
新あ新 3-07	田中竜介	訪問マッサージ「ふく」（あん摩・マッサージ） 新宮市新宮646-3	令和 7.7.22
新あ新 4-07	石井智子	新宮市神倉2-5-26 神倉ハイツ302（あん摩・マッサージ）	令和 7.7.22
新は新 7-07	田中竜介	訪問マッサージ「ふく」（はり・きゅう） 新宮市新宮646-3	令和 7.7.22
新は新 8-07	石井智子	新宮市神倉2-5-26 神倉ハイツ302（はり・きゅう）	令和 7.7.22

和歌山県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	変更事項 （開設者の名称）		変更事項 （主たる事務所の所在地）		指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新	旧	新			
橋訪新 3-26	橋本市	橋本市民病院	橋本市東家 一丁目1番1 号	橋本市小峰台 二丁目8-1	橋本市訪問看護ス テーション	橋本市小峰台二 丁目8-1	令和 4.4.1

和歌山県告示第143号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり育種母樹林に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	指 定 年 月 日	種 別	樹 種	指 定 場 所	面 積 (ha)	所 有 者	
						住 所	氏 名
和育 7-1	R8.2.20	育種	スギ	田辺市中辺路町栗栖川300 -13	0.04	和歌山市小松原通 一丁目1番地	和歌山県

和歌山県告示第144号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市龍神村東字風呂654番地先から同市龍神村東字西どの715番1地先まで

供用開始の期日 令和8年2月20日

和歌山県告示第145号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市且来字北塚150番5地先から同市且来字樋詰97番1地先まで

供用開始の期日 令和8年2月20日

和歌山県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田すさみ線

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋1200番地先から同町江住字丸嶋1188番2地先まで	6.40 ） 44.31	278.50	江住川Cランプ橋 L=147.50

和歌山県告示第147号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字短野字新林1276番22地先から同町大字短野字新林1276番22地先
まで

供用開始の期日 令和8年2月20日

和歌山県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町岸小野字我田々485番1地先から同市貴志川町高尾字赤尾原372番9地先まで	旧	6.23 } 15.36	163.12	
同上	新	9.50 } 84.14	163.12	

和歌山県告示第149号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 海南市且来字北塚150番5地先から同市且来字榊98番1地先まで

供用開始の期日 令和8年2月20日

和歌山県告示第150号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 小野田内原線

供用開始の区間 海南市且来字榊99番8地先から同市且来字大荒田54番6地先まで

供用開始の期日 令和8年2月20日

和歌山県告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 調達役務の名称

文書等通送業務民間委託業務

(3) 調達役務の仕様等

文書等通送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。

(10) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。

(11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、運送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。

(12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

オ 運転員等勤務計画予定表

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面

ケ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからエまで及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年2月20日（金）から同年3月24日（火）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年2月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年2月20日（金）から同月26日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和8年2月20日（金）から同年3月3日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年2月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のイ、エ及びキに掲げる申請書類については、同年3月3日（火）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和8年3月3日（火）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年3月12日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年3月18日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年3月24日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年2月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度
令和8年度
- (2) 調達役務の名称
警備員指導教育責任者講習業務
- (3) 調達役務の内容等
警備員指導教育責任者講習業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
令和8年4月1日（水）から同年11月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年2月20日（金）から同年3月24日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年2月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年2月20日（金）から同月26日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和8年2月20日（金）から同年3月3日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年2月20日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のウ、オ及びキに掲げる申請書類については、同年3月3日（火）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和8年3月3日（火）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

メールアドレス e8201001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年3月12日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、令和8年3月18日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年3月24日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。